明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

限定承認公告

本籍東京都西東京市保谷町五丁目八番、最後の住所東京都西東京市谷戸町三丁目二〇番四号第二清美荘二〇一号

被相続人　亡　肥後　守人

右被相続人は平成二十五年八月二十九日死亡し、その相続人は平成二十五年十二月五日東京家庭裁判所立川支部において限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がない場合、弁済から除斥します。

平成二十五年十二月十七日

東京都文京区本郷三丁目三七番八号本郷春木町ビル七階児玉明謙法律事務所

相続財産管理人肥後和人

代理人弁護士　児玉　明謙

限定承認公告

本籍神奈川県横須賀市秋谷二丁目二七六番地、最後の住所神奈川県横須賀市秋谷二丁目一三番三号　被相続人　亡　小池　修一

右被相続人は平成二十五年十月十二日死亡し、その相続人は平成二十五年十二月十日横浜家庭裁判所横須賀支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十二月十七日

神奈川県横須賀市大滝町一―二六　清水ビル三階　横須賀市民法律事務所

限定承認者小池康多郎

代理人弁護士　小林　秀俊

同　松田恵理子

限定承認公告

本籍愛知県稲沢市祖父江町祖父江南方一三四番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　梅村　俊夫

右被相続人は平成二十五年十月十三日死亡し、その相続人は平成二十五年十二月三日名古屋家庭裁判所一宮支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十二月十七日

愛知県稲沢市祖父江町祖父江南方一三四番地

相続財産管理人　梅村　慶子

限定承認公告

本籍宮崎県日南市南郷町中村乙四六八〇番地、最後の住所宮崎県日南市南郷町中村乙五五一三番地二三　被相続人　亡　原田アイ子

右被相続人は平成二十五年八月十三日死亡し、その相続人は平成二十五年十二月六日宮崎家庭裁判所日南支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十二月十七日

愛知県一宮市木曽川町黒田字北宿四の切一四番地藤和シティコープ木曽川八〇一号

相続財産管理人　稲垣　綾子

限定承認公告

本籍大阪市東淀川区大道南一丁目三二八番地三、最後の住所大阪市東淀川区大道南一丁目一四番一三号　被相続人　亡　細谷いほ子

右被相続人は平成二十五年四月二十六日死亡し、その相続人は平成二十五年十二月六日大阪家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十二月十七日

大阪市北区西天満三丁目四番五号西天満ワークビル三〇一号

相続財産管理人細谷正

代理人弁護士　川合　清文

出資一口の金額の減少公告

当組合は、平成二十五年十二月九日開催の臨時総会において、出資一口の金額を一万円から一千円に減少することを決議しました。

この決議に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当組合の直近の財産目録及び貸借対照表は当組合事務所に備え置いてあります。

以上、中小企業等協同組合法第五十六条の二第二項の規定により公告します。

平成二十五年十二月十七日

長野県松本市大字新村一〇五番地一

NAKネット協同組合

代表理事　中村　英男

訂正公告

平成二十五年十二月四日（号外第二六三号）掲載の北星化学株式会社に係る第四十八期決算公告（枠組）中、「固定資産　5,864」、「**資産の部合計**　127,583」、「流動負債　72,668」、「固定負債　4,031」、「**負債及び純資産の部合計**　126,885」とあるは、「固定資産　5,166」とあるは、「**資産の部合計**　126,885」とあるは、「流動負債　72,703」、「固定負債　3,299」とあるは、「**負債及び純資産の部合計**　127,583」の誤りにつき訂正いたします。

平成二十五年十二月十七日

岩手県盛岡市上田三丁目五番三五号

北星化学株式会社

代表取締役　加藤　晶

正　誤

ページ	段	行	誤	正
一七〇	下	終りから三	第七十六条	第七十七条
一七一	上	〃　八	第二十六号	第六号
一七四	〃	二〇	原子炉冷却材圧力バウンダリ	原子炉冷却材バウンダリ
一七七	下	終りから二四	原子炉格納容器設備を含む。	を含む。
一八一	上	〃　七	第十七条関係	第七十八条関係
同日（同号外）			原子力規制委員会規則第十一号（研究開発段階発電用原子炉に使用する燃料体の技術基準に関する規則）（原稿誤り）	
一八一	下	二二	に燃料体としてに使用	
〃	〃	一八	核燃料物質	燃料体
一八三	〃	一八	この規則は、	1　この規則は

一八三ページ下段一九行目から二〇行目の間に次の二項を加える。

2　この規則の施行の際現に発電用核燃料物質に関する技術基準を定める省令（昭和四十年通商産業省令第六十三号）第二条第一項の規定によりされている認可は、第三条第一項の規定によりされた認可とみなす。

3　この規則の施行の際現に発電用核燃料物質に関する技術基準を定める省令第二条第二項の規定による認可についてされている申請は、第三条第二項の規定による認可についてされた申請とみなす。

同日（同号外）原子力規制委員会告示第十号（原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う関係告示の整理に関する告示）（原稿誤り）

一八九	下	終りから一三	等	
〃	〃	四～三	第二条第二項第十三号及び第十四号	第二条第二項第十四号及び第十五号
〃	〃	二～一	第八十四条第四項	第八十五条第四項
一九〇	上	一三	第二十六条第六号	第二十五条第六号
〃	〃	二一	第三十六条第六号	第三十八条第六号
〃	〃	二二	第二十六条第五号	第二十五条第五号
一九一	下	終りから一一	第五条第三号中	第五条第一項第三号中
〃	〃	七	「原子炉」	「原子炉に」
〃	〃	〃	「発電用原子炉」	「発電用原子炉に」

同日（同号外）原子力規制委員会告示第十三号（研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第三十七条第二号に規定する溶接安全管理審査を受ける必要がある組織として原子力規制委員会が定める件）（原稿誤り）

一九二	下	終りから一一	第二号に基づき	第二号の規定に基づき

一九二ページ下段終りから九行目「規定する溶接安全管理審査を受ける必要がある組織として次のとおり定め、」を削除する。

平成二十五年九月二十七日掲載の福岡家庭裁判所小倉支部に係る平成二十五年（家）第九〇七〇号相続財産管理人の選任中（原稿誤り）

一六一		三〇～三一	県後の住所北九州市小倉南区湯川２丁目11番27号	県後の住所北九州市小倉南区湯川２丁目11番17号
〃		三六～三七	事務所北九州市小倉北区田町14番18号	事務所北九州市小倉北区田町14番28号

◉号外　十二月十七日付第二七五号
十二月十三日付参会第六号

九六ページ●同日付政府調達第二三七号四八ページ●
四八ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五二〇円）　本号一部一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）